

学校図書館と「読書の自由」

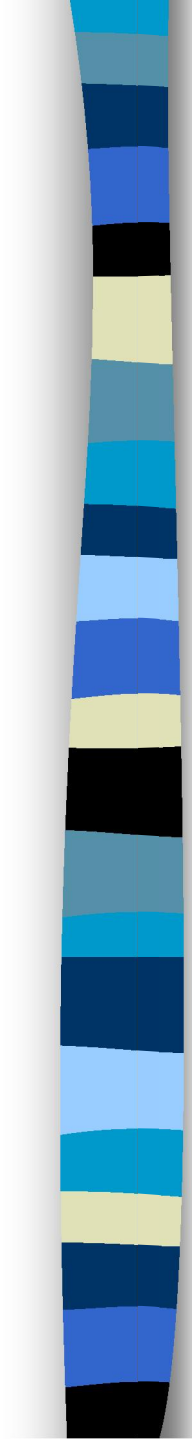
—貸出記録の教育的利用問題を中心に—



沖縄国際大学総合文化学部 准教授 山口真也

平成19年10月30日(火)

第93回 全国図書館大会・学校図書館部会



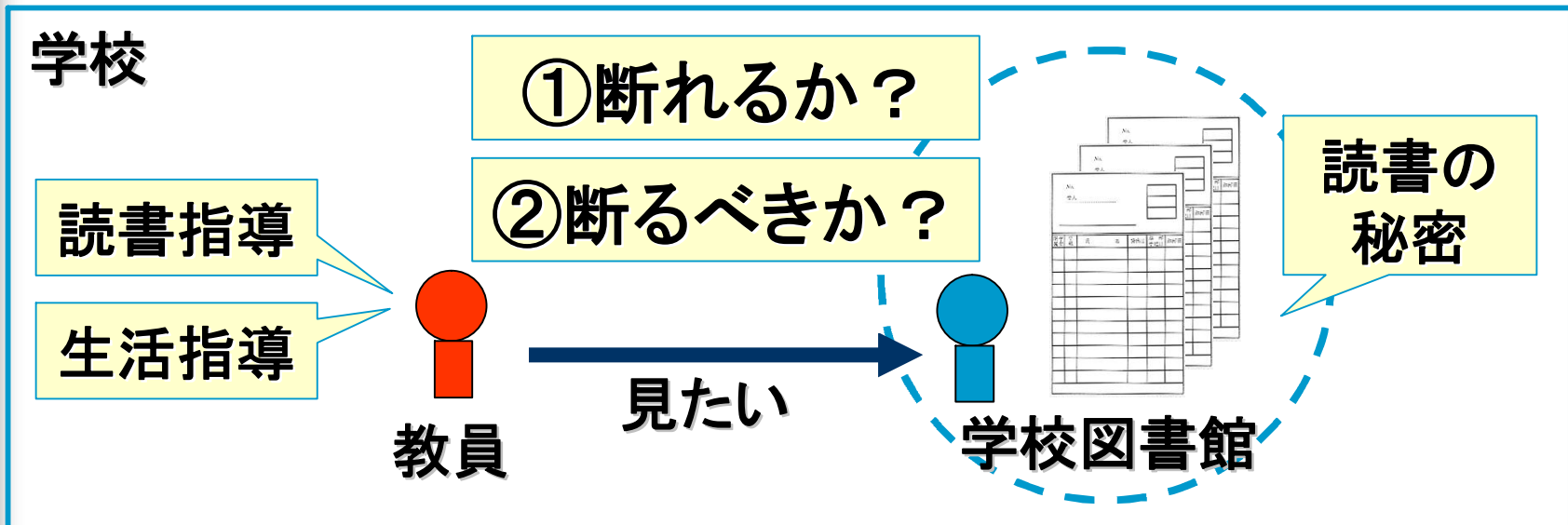
はじめに 報告の目的と 報告内容

報告の目的・背景

- 日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」
(1954年採択、1979年改訂)
 - 国民の知る自由(読む自由、読書の自由)を保障するために図書館は存在する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
 - 読書の自由・知る自由を保障するためにはプライバシー保護が必要。
 - 「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない」(副文より)
- 宣言はすべての図書館に基本的に妥当する。
 - 「「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためのものであって、国民に公開されている図書館においては、当然この宣言の内容が全面的に実現されなければならない。」(解説より)

学校図書館が管理する読書記録(＝主に貸出記録) には学校教育にとって様々な用途がある

- 小中学校 → 読書指導に熱心に取り組む先生にとって、子どもの読書状況、読書興味の広がりを把握する資料となる。
- 高校 → 生活指導、進路指導において、生徒の興味関心、悩みを知る資料となる。

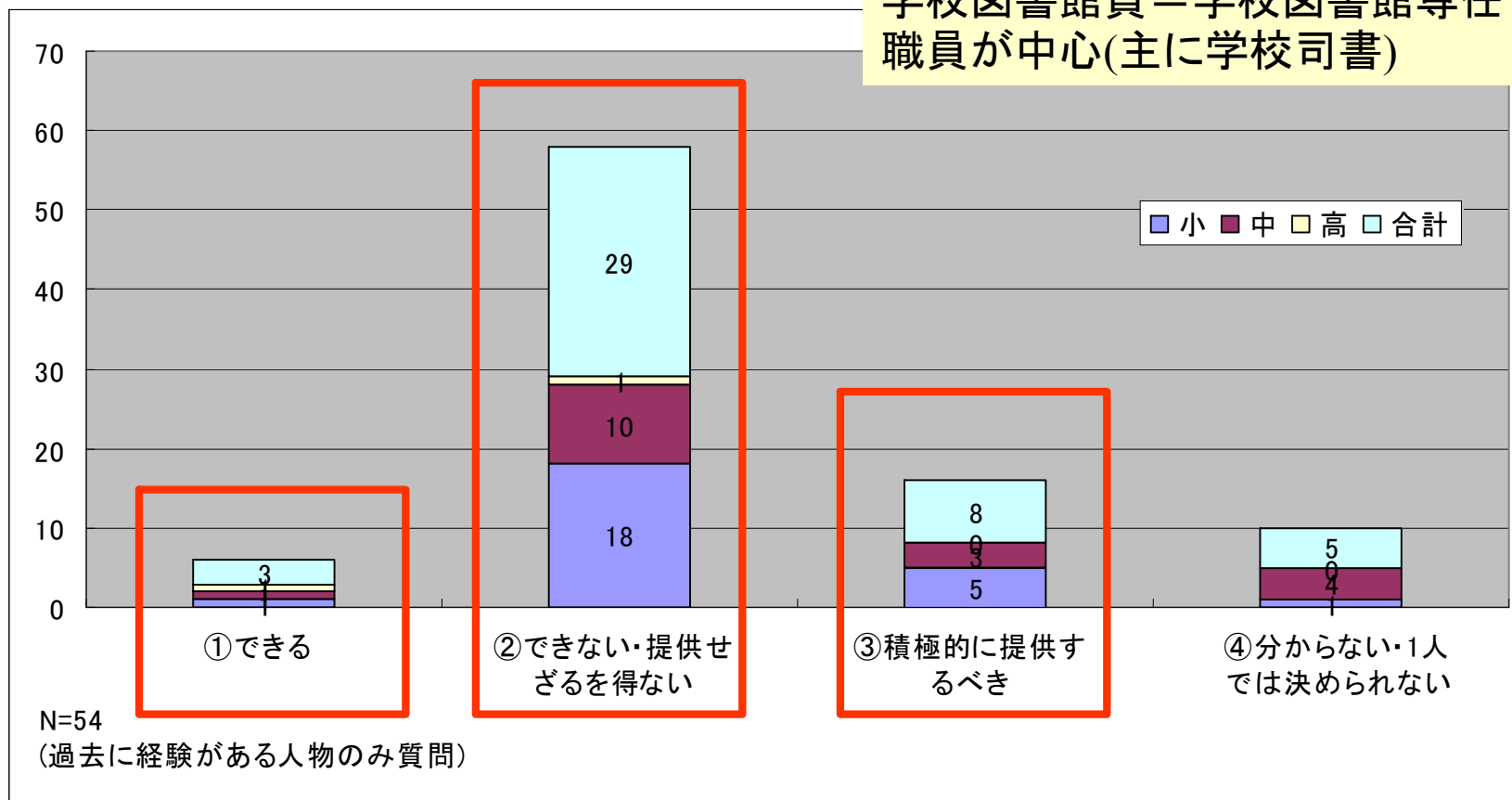


現場の学校図書館員の意見も分かれている①

■ 沖縄県でのインタビュー調査(2004年～2006年)

- 貸出記録(特にタイトル)を提供してはならないという気持ちはあるが、強く求められた場合には、「提供せざるを得ない」という回答が圧倒的多数。

学校図書館員＝学校図書館専任職員が中心(主に学校司書)

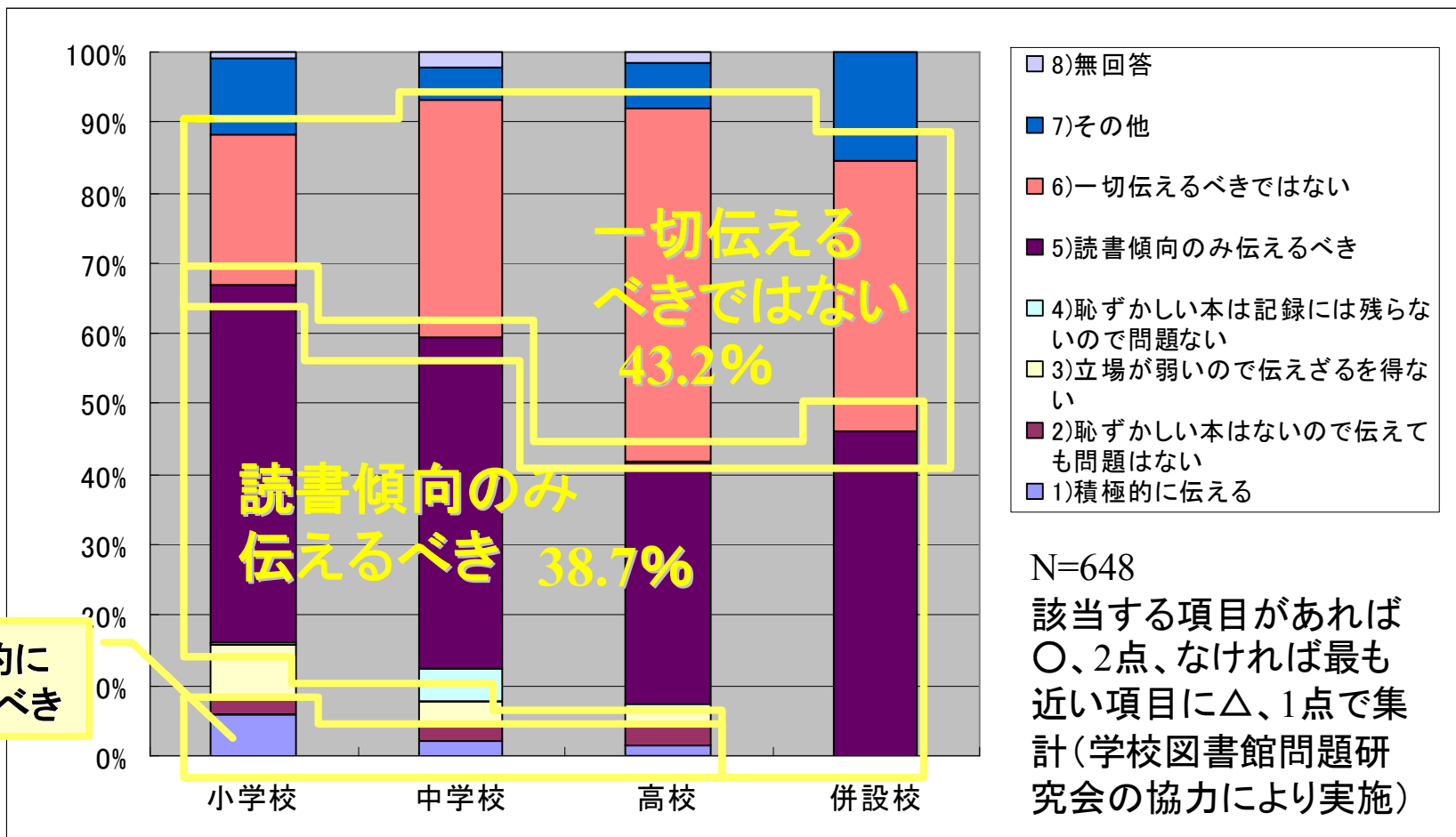


(※インタビュー調査対象は140名、その内54名が経験ありと回答)

現場の学校図書館員の意見も分かれている②

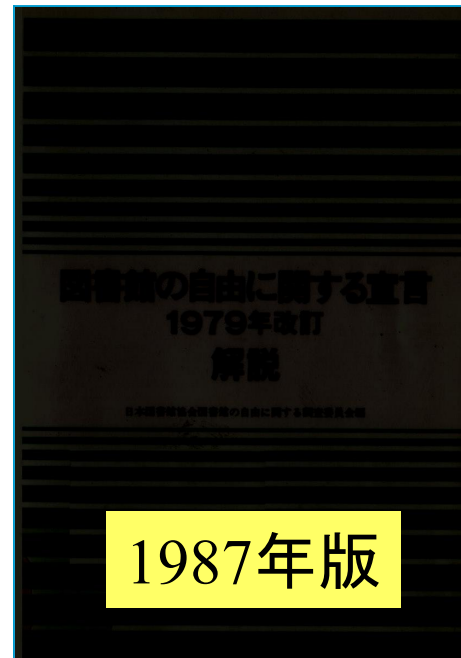
■ 関西地区を中心とするアンケート調査(2007年)

- 相手が教員でも伝えるべきではない(43.2%)、読書傾向までは提供すべき・提供せざるを得ない(38.7%)、と意見が分かれる。



「図書館の自由に関する宣言」には解説書がある

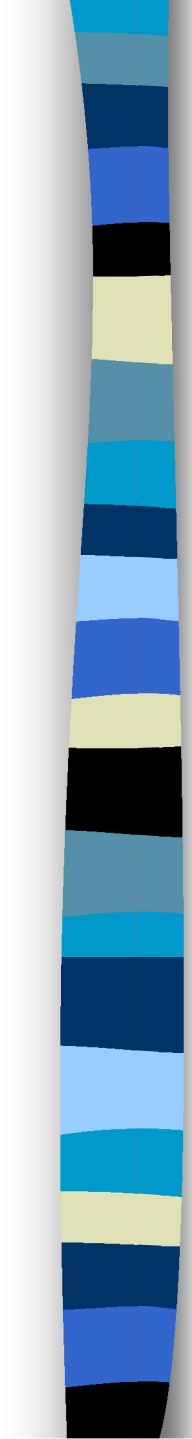
- 「恣意的な解釈や拡大解釈あるいは自己規制」されないように、という目的の下で、日本図書館協会図書館の自由委員会の編集により刊行
- 貸出記録を教育指導に活用して良いかという問題(=教育的利用問題)についての解説もある。



「外部とは」という文章が記載／これまでに2度改訂

報告の流れ・内容

- 「自由宣言」解説書の「外部とは」という文章にみる、教育的利用問題に対する自由委員会の見解の紹介
 - － 貸出記録を教育指導目的で利用することは許されるのか？
- 「自由宣言」解説書の見解にみる問題点の整理
- 今後の課題・まとめ (ここまで60分)
- 質疑応答・討論



「図書館の自由に関する宣言」解説書 の见解 (日図協自由委員会の見解)

- 読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか。(中略)
- 学校図書館の場合はもっと問題が複雑である。学校図書館は、それを設置している学校の一部局であり、独立した教育機関とはみなしがたい。従って学校外の機関や団体・個人に対してはその自主性を主張できるとしても、同じ学校内の校長や教頭・教員に対してはどうなるか。
- 教員が自ら指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心を持つのは**当然であり**、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となろう。**しかし**、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともあろう。
- **従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければなるまい。**

教育指導
上の
必要性

VS

プライバ
シー保護
の重要性



信頼関係

+

読書の
自由に
関する
深い理解

「宣言」解説書1987年版の内容②

学校図書館が管理する読書記録(＝貸出記録など)を教育指導目的で活用してよいか、という問題は.....

①教員と児童・生徒の
信頼関係

②読書の自由に関する
教員の深い理解

に立って解決すべき

読書の自由という権利は
子どもたちにも保障されて
いることを理解すること？

では、「信頼関
係に立つ解決」
とは？



「外部とは」という文章には続きがある

「信頼関係に立つ解決」とは？ 次の文章では

- もうひとつの問題は、親の教育権との関係である。親は子どもの全生活について知りたい欲求をもち読書生活もその例外ではないとすれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。この問題は、学校図書館ばかりでなく公立図書館でもおこりうる。
- **これも前述の場合と同様**、親子間の**信頼関係により解決**するほかなく、一般的には「どうぞお子さんから直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う学校図書館員・児童図書館員の姿勢でなければなるまい。

貸出記録を教育指導に用いて良
いかという問題
(教育的利用問題)

も

信頼関係によって解決すべき
＝「どうぞ直接お聞き下さい」と
答えることで解決すべき
(本人への直接照会の要請)

「宣言」解説書2004年版では最後に一文が追加

読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか ～ 従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければなるまい。

十(2004年に追加)

児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような貸出方式を採用することは、その前提であろう。

容易に記録を取り
出せない貸出方式
の推奨

=

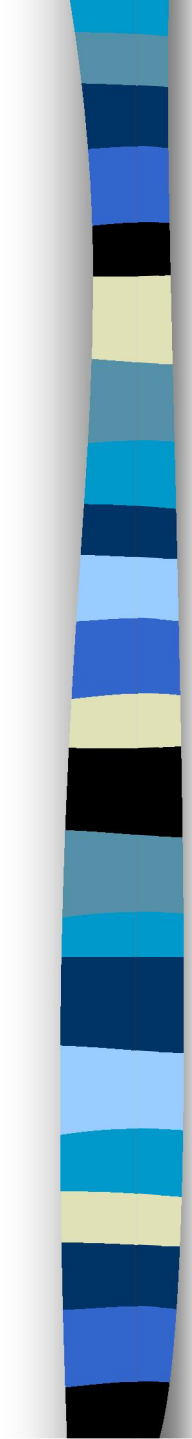
見られないようにすべき

||

先生にも見せてはならない

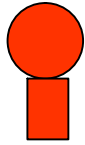
「宣言」解説書の教育的利用問題への見解

- 学校図書館が管理する読書記録(貸出記録等)を教員から求められた場合には、「直接、子どもに聞いてください」と対応する。
 - 貸出記録と教育指導は切り離し、教育に必要な資料は教員自ら集めるべき。
 - 子どもが自分の読書の記録を見せるかどうか、という問題も含めて、後は2人の間の信頼関係によって解決するべき。
 - 教員側に不満が生じないように、日頃から読書の自由への深い理解を求めていく必要がある。



「宣言」解説書に 見る問題点・ 疑問点

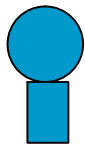
「外部とは」 読み手によって解釈が異なる？



貸出記録を教育的に使うことは絶対にダメだと書いてある



絶対にダメだとは書いていない、判断を現場に投げている



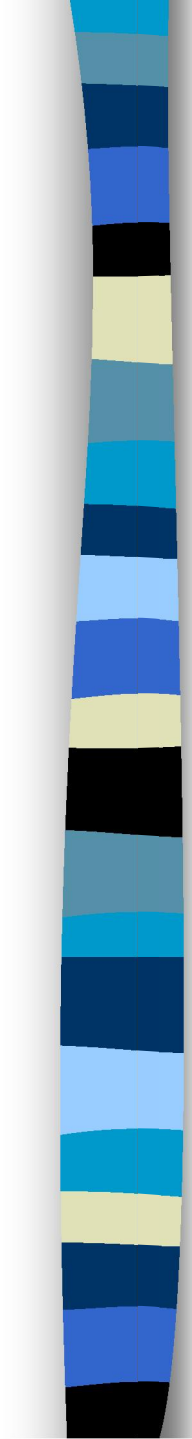
相手が先生なら見せてもよい、教育目的なら使ってもよい

- 文章構造の複雑さ
- 曖昧な定義・説明不足
- 取り上げられていない新しい問題



読み手によって多様な解釈が可能





「宣言」解説書に見る問題点①

**「信頼関係に立つ解決」
の意味を誤解しやすい**

「信頼関係に立つ解決」の意味が掴みづらい構造

最重要キーワード
「信頼関係に立つ
解決」の意味が、
次の段落を読まな
いと理解できない。

教育的利用問題につ
いて記述された部分

信頼関係

ここではじめてその
意味が出てくる？

38

条例化していく例が増え、これが国の法制にも一定の影響を与えていくことが期待される。

外部とは

読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか。

独立した教育機関としての公立図書館であれば、その組織体としての図書館以外はすべて外部とみなすことが容易である。従って上部機関である教育委員会等も、その行政権限は利用者個々の読書事実、利用事実の報告にまでは及ばないし、そうした報告を求めるべきではないという良識を前提として、外部に含めることができる。

学校図書館の場合はもっと問題が複雑である。学校図書館はそれを設置している学校の一部局であり、独立した教育機関とはみなしがたい。従って学校外の機関や団体・個人に対してはその自主性を主張できるとしても、その学校内の校長や教頭・教員に対してはどうか。

教員が自ら指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心をもつのは当然であり、そうした情報がなければ個別的教育指導は困難となろう。しかし、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともある。

従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければならない。児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような貸出方式を採用することは、その前提であろう。

もうひとつの問題は、親の教育権との関係である。親は子どもの全生活について知りたい欲求をもち読書生活もその例外でないとするれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。この問題は、学校図書館ばかりでなく公立図書館でもおこりうる。これも前述の場合と同様、親子間の信頼関係により解決するほかはなく、一般的には「どうぞお子さんから直接お聞きく

「信頼関係に立つ解決」についての説明が不足

「信頼関係に立つ解決」の2つの解釈

(教育的利用を否定する解釈)

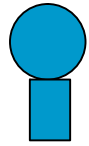
①「教員と子どもの間に信頼関係があれば、貸出記録を使わなくても、教員自らが子どもに声をかけて、何を読んでいるのか、聞けば良い。

(教育的利用を否定しない解釈)

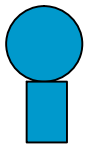
②「教員と子どもの間に信頼関係があれば、プライバシーは問題にならない」「普通、先生と子どもは信頼関係を結んでいるから、先生が貸出記録を見ても問題ない」

明らかに誤解。しかし、②の解釈は過去の教育的利用問題の議論の中でたびたび登場している……

「信頼関係」という言葉は、教育的利用問題の議論の中では、別の意味で用いられてきた



「学校は本来、教員と生徒、教員と父母との**信頼関係**が前提にあり、その上に成り立つものである。従って、学校図書館における利用者のプライバシーの問題も、そのような人間関係の中での問題であり、極言すれば、そのような人間関係の中で、プライバシーの侵害という問題はありません、とさえ言える」(1983年)



「児童生徒の側」には「潜在的には、教師に自分を知ってもらいたいという気持ち」があり、「教師と生徒の間の**信頼関係**」があれば、本心から貸出記録を知られたくないと思う児童生徒はいない。(1975年)

「(プライバシー尊重の)希薄さが、しばし「**信頼関係**」というマジックワードによって糊塗されてきた」(1991年)

「教育は教師と児童生徒との**信頼関係**の上に成り立っており、教師は子どもの全てを知っていなければならない、ということが暗黙の前提とされてきた。それはそれで否定されることではないが、実態がそうっていないことが露呈している」(1991年)

「生徒はすべての「師」に自分を公開しなければならないわけではないし、また知られたくない部分を公開する必要はない。**信頼関係**の質が変わってきた」(1983年)

「**信頼関係**」＝信頼関係があればプライバシーは問題にならないという文脈で多く用いられてきた。1987年解説のような逆説的な意味では受け取りづらい

ちなみに、1979年版の解説「外部とは」には.....

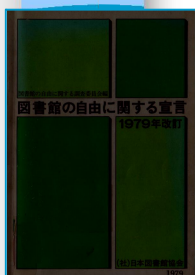
教員が自ら指導の責任を持つ児童・生徒・学生の読書に関心を持つのは当然であり、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となろう。しかし、読者である児童・生徒・学生の立場からすれば、やはり独立した人格を持っている以上、何を讀んだかが担当教員に知られることを好まない場合もある。

したがって、この矛盾は教員と児童・生徒・学生の信頼関係と、**その読書事実は児童・生徒・学生等の教育指導以外には使用しない**という読書の自由に関する教員の深い理解によって解決されなければなるまい。

見解が異なるのでは？

1987年以降の解説

従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解にたって解決されなければなるまい。



≠

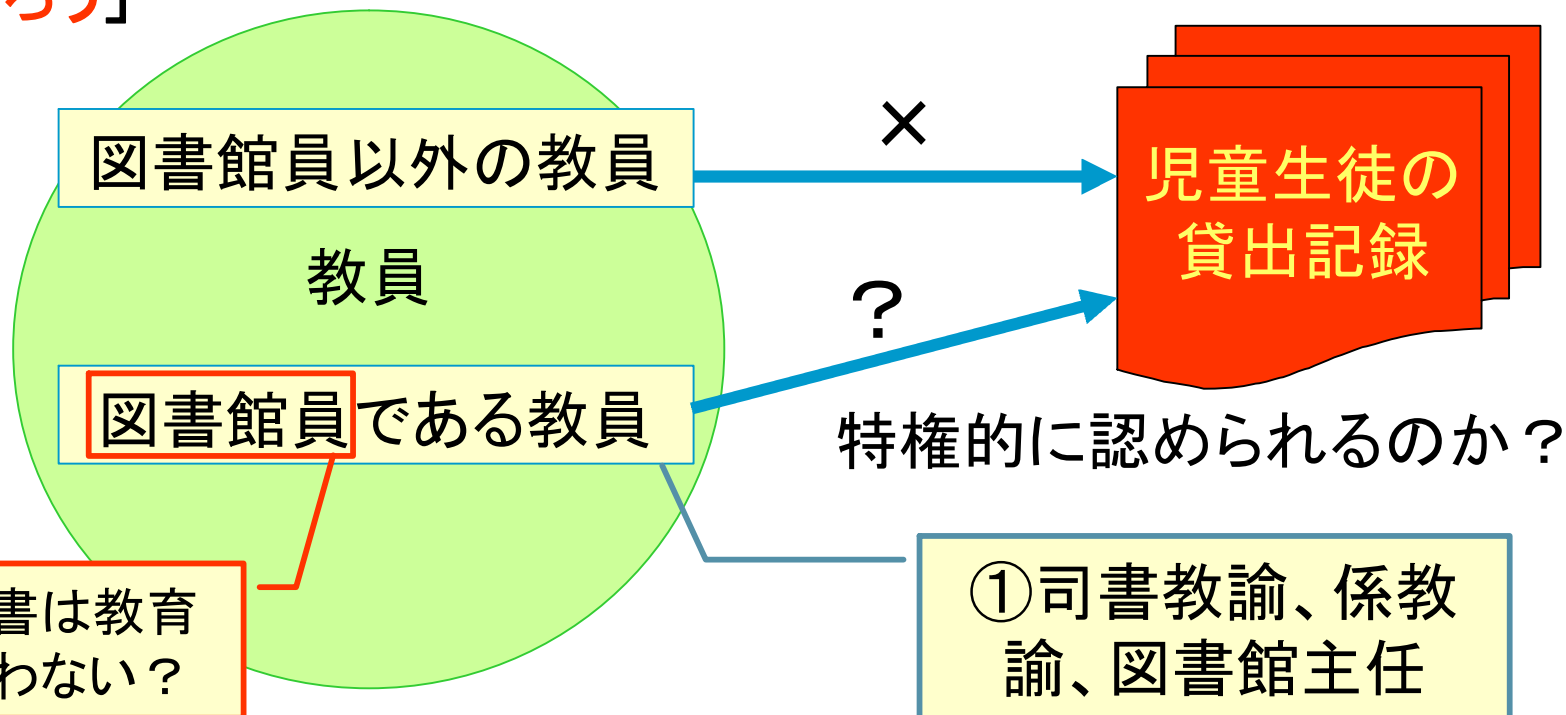


「宣言」解説書に見る問題点②
「図書館員以外の
教員」
の定義が不明確

「図書館員以外の教員」のみが問題視されている

1987年以降の解説

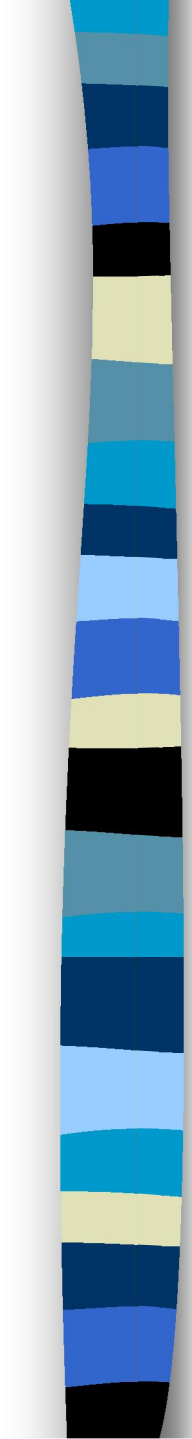
「教員が自ら指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心を持つのは当然であり、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となろう。しかし、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を読んだかを**図書館員以外の教員に知られることを好まないこともあろう**」



司書教諭関係のテキストではどのように書かれているか？（関連記述のあるもの）

テキスト	司書教諭等	学校司書	備考
①『学校経営と学校図書館』学文社, 2002年5月, p30-31	×	記述なし	「担任教員や司書教諭は児童生徒との 自然な接触 からそのような情報を入手すべき」
	司書教諭にも当てはまる		
②『学校経営と学校図書館』全国SLA, 2006年4月, p98	△	△	「利用者が資料を返却した後は、 直ちに貸出記録を抹消すること のできる方式を選択すべき」
③『学校経営と学校図書館』樹村房, 2002年6月, p142	記述なし	記述なし	宣言解説書では、「児童・生徒の利用記録が容易に 取り出せない ような貸出方式を採用することは、その前提」。 →「抹消」ではない？
④『学校経営と学校図書館、その展望』青弓社, 2004年10月, p54—55	記述なし	記述なし	

テキスト	司教等	学司	備考
⑤『学校経営と学校図書館』樹村房，改訂，2006年2月，p120	？	？	「なるべく利用者にとって能率的な手続きにするべきである。 コンピュータによる貸出しでも利用記録を残すことができる 」
⑥『読書と豊かな人間性』樹村房，1999，p48	？	？	「クラス担任といえど、安易に見たりすることはできない。学校図書館職員は、図書館の貸出記録を管理する立場にある。それを読書指導の資料として、どのようにして、その生徒のアドバイザーとなれるであろうか。これも 研究課題のひとつ 」
教員はダメだが、図書館員ならよいのでは？			
⑦『読書と豊かな人間性』学文社，2007年4月，p114，p117－118	○	？	「教員は子どもの読書意欲、興味、関心を開発し、読書領域の拡充に配慮する手がかりとして(個人カードの) 記録を活用したい 」
読書指導の資料として貸出記録を活用すべき			
			「学校教育において成員間で読書事実を知らない、知らせないことが読書の自由を保障することではない」



「宣言」解説書に見る問題点③

本人同意があれば
貸出記録は
利用可能か？

本人の了解があれば、貸出記録は 教育指導目的で活用してもよいのか？

- 個人情報保護法令の施行により、貸出記録の安全管理意識は高まっている。
- ただし、個人情報保護には、本人同意を前提として、積極的に活用していこうという考えもある。
- 貸出記録の教育的利用についても、本人同意があればよい、という意見も出てきている。

教員と児童・生徒の
信頼関係に立つ解決

=

「どうぞ、子どもから直接聞いてください」と答える



教員に負担をかけるので..
言いにくいので..
オリエンテーションなどで

先生に見せることを
あらかじめ了解をとっておく
(嫌なら申し出るように)

図書館システム開発分野では本人同意の下で 貸出記録を活用するサービスが検討されている①

〇〇学校図書館 ポータルサイト

貸出
記録

返却後も蓄積

Myポータル?

ユーザ名:

yamaguchi

パスワード:

●●●●●●

ログイン

クリア

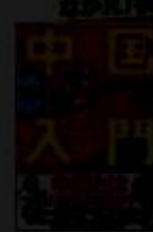
お知らせ

蔵書検索(OPAC)

図はイメージです

検索結果を図書館
サーバーに保存し
て、参考文献リスト
を残しておく

あなたにぴったり！ おすすめの新着図書



マンガ中国入門 やうせい 内閣人
の研究 単行本(ソフトカバー) ジ
ョーシツ山 黄 文雄
(おすすめの理由は?)



基礎からわかる学校の個人情報
保護対策 単行本 川崎 雅和, 松
澤 幸太郎, 幸ひの
(おすすめの理由は?)

過去の貸出履歴を分析して、その利用
者が興味を持ちそうな新着図書を
紹介する

この本を借りた人は他にもこんな本を借りています



マンガ中国入門 山野 車輪
★★★★★ (600)



マンガ中国入門2 (晋遊舎ムッ
グシリーズ) 山野 車輪
★★★★★ (100)



マンガ中国入門の真実!
★★★★★ (35)

図書館システム開発分野では本人同意の下で 貸出記録を活用するサービスが検討されている②

選択資料 : ☒ 全資料 ☐ 図書 ☐ 雑誌
和洋種別 : ☒ すべて ☐ 和書のみ ☐ 洋書のみ
タイトル : 就職
著者名 :
出版者 :
フリーワード :
一覧表示 : タイトル を 昇順 で表示
順
一覧に表示する件数は 20 件とし、取得上限は 1000 件 で検索します。
検索開始 検索値クリア

普段、英語学に関する本を多く読んでいる
利用者の検索結果は.....

検索結果一覧

1. 観光業界への道
2. 英語を活かして働きたい！
3. スチュワーデス物語
4. 翻訳家になる方法

.....

「就職」と入力して「検索開始」、一般的
なOPACはランダムに就職関係の資料
が表示されるが、履歴を残すことで.....

検索結果一覧

1. 一流銀行がほしがる資格
2. 面接攻略法
3. 就職できない男
4. 履歴書の上手な書き方

.....

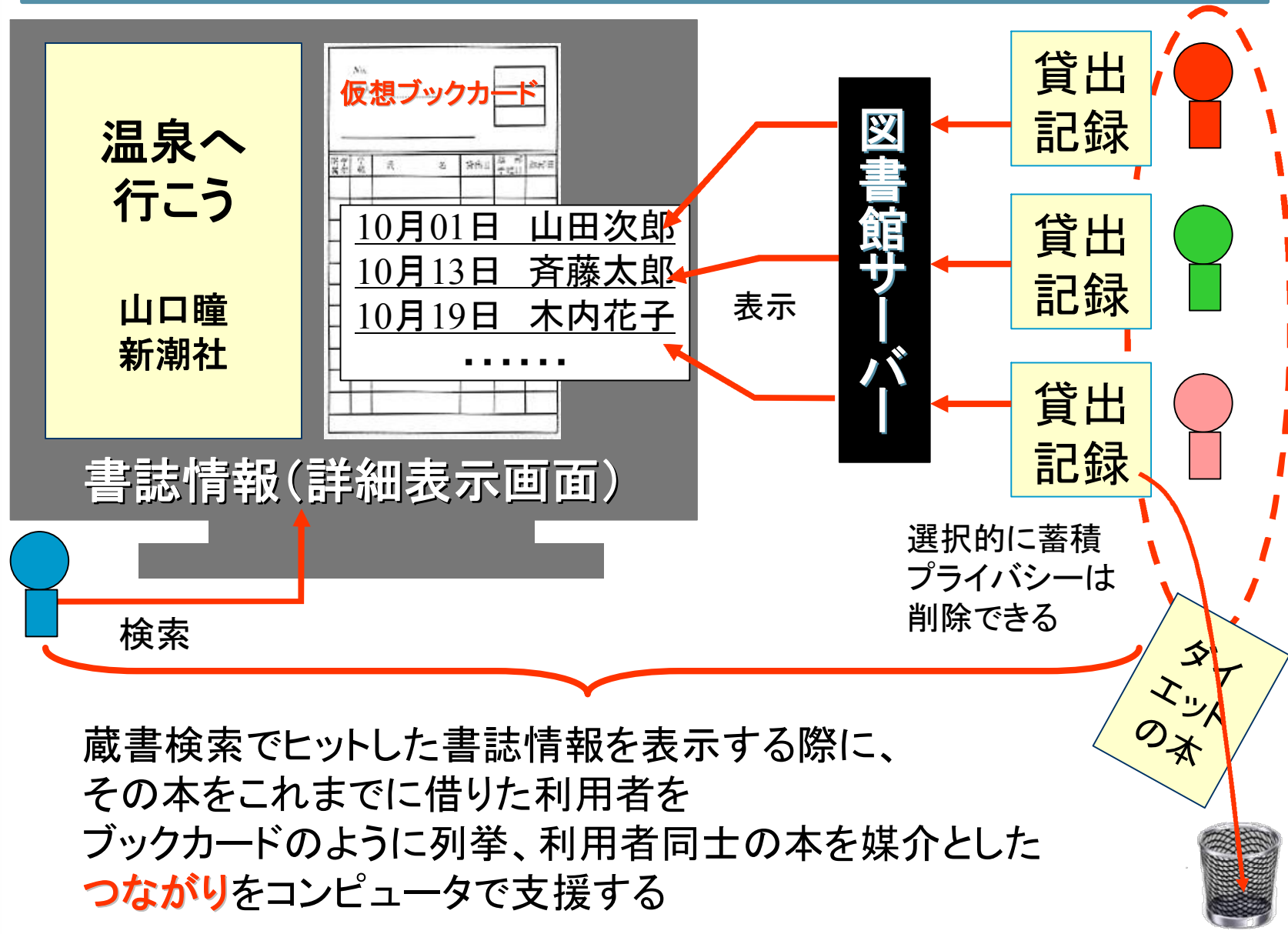
普段、パソコン関係の本を多く読んでいる
利用者の検索結果は.....

検索結果一覧

1. プログラマーになるためには？
2. SEという職業
3. パソコンインストラクターへの道
4. 就職に必要なパソコン検定

.....

学校図書館を対象として開発されている 図書館システム①



学校図書館を対象として開発されている 図書館システム②

あ、こんな
本があっ
たんだ

この本の
感想を
語り合い
たいな

生徒Bの仮想本棚

表示



ログイン

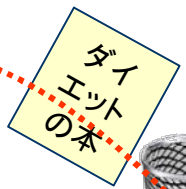
図書館サーバー

選択的に蓄積

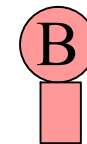
貸出
記録

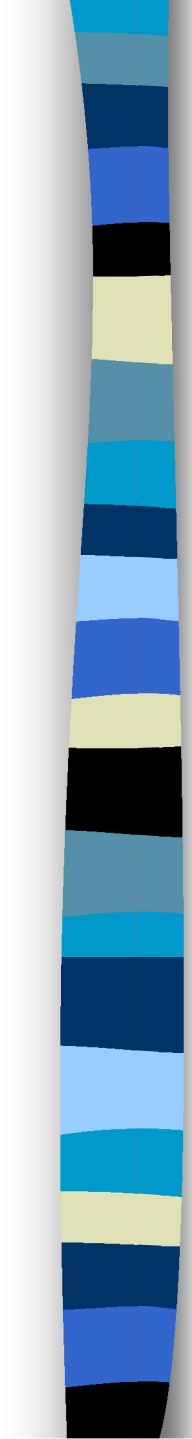
貸出
記録

プライバシーは保護



貸出傾向が似ている2人





おわりに 今後の課題

「宣言」の解説を明確にし、より広い議論を①

■「宣言」解説書の趣旨：

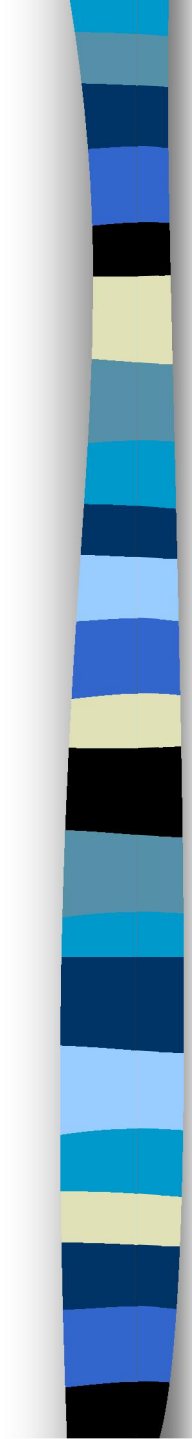
- －「恣意的な解釈や拡大解釈あるいは自己規制」を防ぐ。
- －「参考意見」の提示によって、「多くの方々の意見交流の積み重ね」を呼び起こし、「一定の指針」へと「成長していくこと」を期待する。



- 「外部とは」という文章は、読み手の信念によって解釈が変わる恐れがある。
- 異なる立場からの意見交流を呼び起こすことができない。

「宣言」の解説を明確にし、より広い議論を②

- 貸出記録の教育的利用問題は、1980年代から1990年代始め頃にかけて盛んに議論されてきた。しかし……
 - － 小中学校においては、多くの地域において、専任の図書館員がいなかったことで、学校図書館の活動そのものが停滞していたこと、つまりプライバシーが問題になるほど学校図書館が利用されていなかった。
 - － 高校においては、小中学校ほど、生徒の個々の生活に教員が関わろうとしないこと、読書指導や生活指導にそれほど熱心に取り組むわけではなく、教育的ニーズが大きくなかった。
- 
- 館種や地域をこえた、全国的な議論ができなかったのではないかな？
 - 宣言の解説を明確にするとともに、その内容が妥当であるかどうか、広く議論していく必要がある。



ご静聴ありがとうございました